

全国
初活用

国家戦略特別区域工場等新增設促進事業 工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の特例について

【実施事業の概要】

- 産業の国際競争力の強化や、国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、条例で、工場立地法、又は工場立地法で定められた準則に代えて適用すべき準則を定める。

【事業主体】

- 堺市、泉大津市

【実施事業の効果】

- 工場新增設等の投資促進
- 府内の生産拠点の整備促進、物流機能を強化など

堺市

➤ 実施目的

余剰地が少ない特例既存工場の生産施設新增設を促進し、もって国際競争力の強化を図る。

➤ 準則の内容

実施区域 (特例既存工場に限る)	緑地面積率	環境施設面積率
工業専用地域・工業地域	5%以上	5%以上
準工業地域	10%以上	10%以上
その他の区域	15%以上	15%以上

➤ 生活環境との調和に関する事項

「堺市緑の工場ガイドライン」に基づく取組を働きかけることにより、緑地機能の低下を防ぐ等、周辺環境との調和に配慮することを求める。

泉大津市

➤ 実施目的

埋立により新たに整備している夕凧町において、工場等の新增設を促進し、もって国際競争力の強化、地域経済活性化及び雇用の創出を図る。

➤ 準則の内容

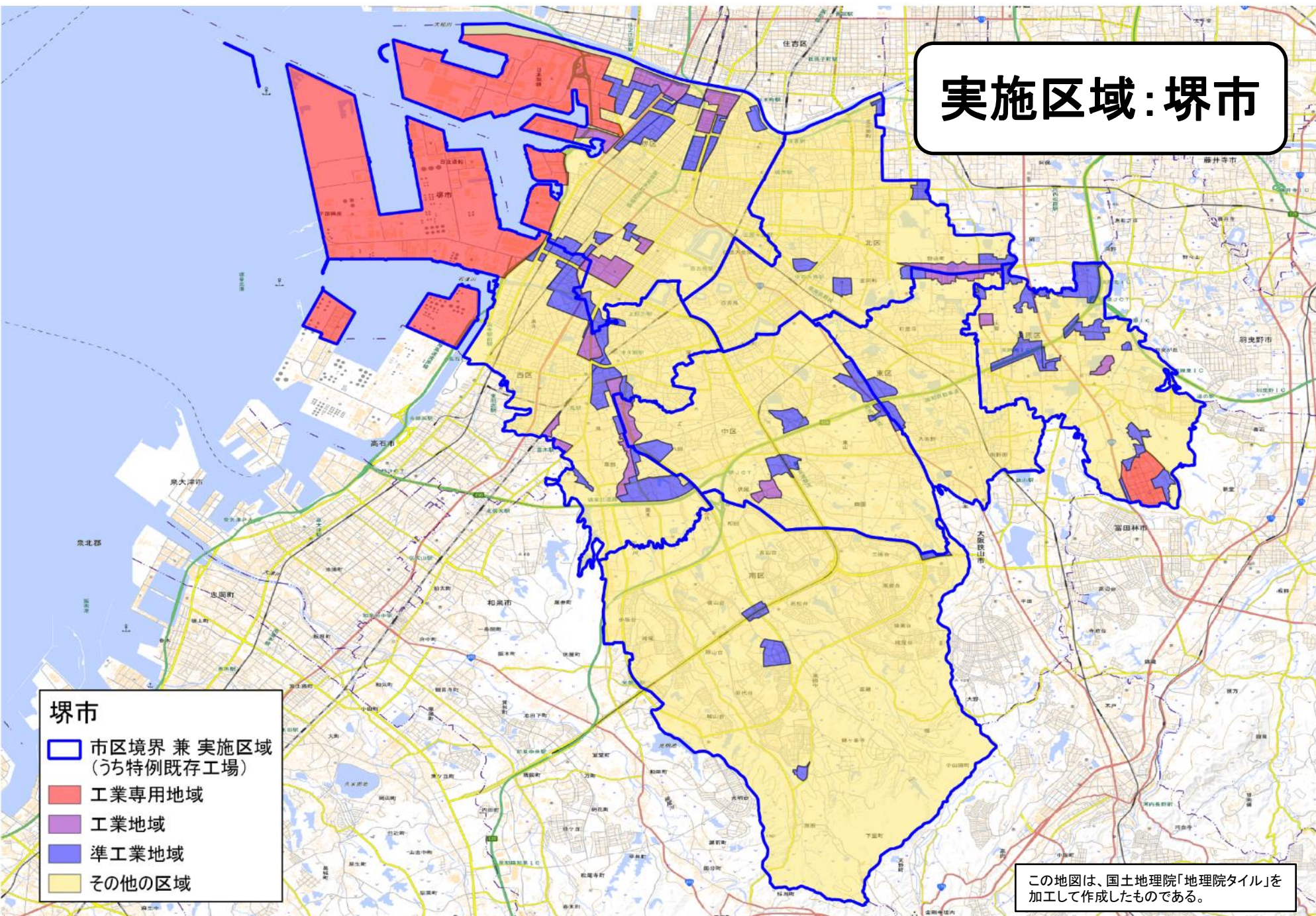
実施区域	緑地面積率	環境施設面積率	重複緑地率
夕凧町	5%以上	10%以上	100%以下

➤ 生活環境との調和に関する事項

夕凧町に住居は無く、生活圏との間には十分な距離が確保されている。また夕凧町は、完成時には35%が緑地として整備される計画であり、緑地率は十分に担保される。

※「特例既存工場」とは、昭和49年6月28日に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場のうち、工場立地法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に定める緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合を満たさないものをいう。

実施区域：堺市



- 堺市**
- 市区境界 兼 実施区域 (うち特例既存工場)
 - 工業専用地域
 - 工業地域
 - 準工業地域
 - その他の区域

この地図は、国土地理院「地理院タイル」を加工して作成したものである。

泉大津市

市境界

実施区域(夕風町)

実施区域：泉大津市



この地図は、国土地理院「地理院タイル」を加工して作成したものである。